

国立大学法人京都工芸繊維大学職員勤勉手当支給細則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表

_____は改正箇所を示す。

現行条文				改正後			
第 1 条～第 2 条（略）				第 1 条～第 2 条（略）			
第 3 条 給与規則第 20 条第 3 項の学長が定める割合（以下「勤勉手当の成績率」という。）は、成績区分に応じ次の表に掲げるとおりとする。				第 3 条 給与規則第 20 条第 3 項の学長が定める割合（以下「勤勉手当の成績率」という。）は、成績区分に応じ次の表に掲げるとおりとする。			
成績区分	指定職基本給表の適用を受ける職員	特定管理職員	指定職基本給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員	成績区分	指定職基本給表の適用を受ける職員	特定管理職員	指定職基本給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員
勤務成績が特に優秀な職員	＼	100 分の 109.7	100 分の 86.2	勤務成績が特に優秀な職員	＼	100 分の 119	100 分の 93
勤務成績が優秀な職員	100 分の 82.5	100 分の 99.7	100 分の 76.2	勤務成績が優秀な職員	100 分の 83.5	100 分の 105.5	100 分の 82.5
勤務成績が良好な職員	100 分の 72.5	100 分の 84.5	100 分の 65.0	勤務成績が良好な職員	100 分の 72.5	100 分の 92	100 分の 72
戒告の処分を受けた職員	100 分の 52	100 分の 62	100 分の 47	戒告の処分を受けた職員	100 分の 54.5	100 分の 71	100 分の 56
減給の処分を受けた職員	100 分の 33	100 分の 43	100 分の 38	減給の処分を受けた職員	100 分の 36.5	100 分の 50.5	100 分の 46.5
停職の処分を受けた職員	100 分の 14	100 分の 24	100 分の 29	停職の処分を受けた職員	100 分の 18.5	100 分の 31	100 分の 36.5
上記以外の職員	100 分の 60	100 分の 72.2	100 分の 53.7	上記以外の職員	100 分の 65.5	100 分の 78.2	100 分の 59.7
附 則（略）				附 則（略）			
				附 則			
				1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。			
				2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する勤勉手当の成績率は、第 3 条に規定する表にかかわらず、成績区分に応じ次の表に掲げるとおりとする。			
成績区分	指定職基本給表の適用を受ける職員	特定管理職員	指定職基本給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員	成績区分	指定職基本給表の適用を受ける職員	特定管理職員	指定職基本給表の適用を受ける職員及び特定管理職員以外の職員
勤務成績が特に優秀な職員	＼	100 分の 128.5	100 分の 102.5	勤務成績が特に優秀な職員	＼	100 分の 128.5	100 分の 102.5

	勤務成績が優秀な職員	100 分の 101	100 分の 114	100 分の 91
	勤務成績が良好な職員	100 分の 87.5	100 分の 99.5	100 分の 79.5
	戒告の処分を受けた職員	100 分の 66	100 分の 76.5	100 分の 61.5
	減給の処分を受けた職員	100 分の 44	100 分の 55	100 分の 51
	停職の処分を受けた職員	100 分の 22.5	100 分の 33.5	100 分の 40
	上記以外の職員	100 分の 71.5	100 分の 83.7	100 分の 65.2
	注) 特定管理職員とは、副学長及び研究科長をいう。			

国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文	改 正 後																																												
第 1 条から第 24 条について（略） 附 則（略）	第 1 条から第 24 条について（略） 附 則（略） 附 則 この規則は、平成 年 月 日から施行する。																																												
別表第 3（第 12 条関係）	別表第 3（第 12 条関係）																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S++</td><td>100 分の 780</td></tr> <tr> <td>S+</td><td>100 分の 710 以上 100 分の 780 未満</td></tr> <tr> <td>S</td><td>100 分の 590 以上 100 分の 710 未満</td></tr> <tr> <td>A++</td><td>100 分の 510 以上 100 分の 590 未満</td></tr> <tr> <td>A+</td><td>100 分の 470 以上 100 分の 510 未満</td></tr> <tr> <td>A</td><td>100 分の 430 以上 100 分の 470 未満</td></tr> <tr> <td>B</td><td>100 分の 390</td></tr> <tr> <td>C</td><td>100 分の 300 以上 100 分の 390 未満</td></tr> <tr> <td>D</td><td>100 分の 260 以上 100 分の 300 未満</td></tr> <tr> <td>E</td><td>100 分の 260 未満</td></tr> </tbody> </table>	成績区分	成績率	S++	100 分の 780	S+	100 分の 710 以上 100 分の 780 未満	S	100 分の 590 以上 100 分の 710 未満	A++	100 分の 510 以上 100 分の 590 未満	A+	100 分の 470 以上 100 分の 510 未満	A	100 分の 430 以上 100 分の 470 未満	B	100 分の 390	C	100 分の 300 以上 100 分の 390 未満	D	100 分の 260 以上 100 分の 300 未満	E	100 分の 260 未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績区分</th><th>成績率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S++</td><td>100 分の 808</td></tr> <tr> <td>S+</td><td>100 分の 724 以上 100 分の 808 未満</td></tr> <tr> <td>S</td><td>100 分の 604 以上 100 分の 724 未満</td></tr> <tr> <td>A++</td><td>100 分の 524 以上 100 分の 604 未満</td></tr> <tr> <td>A+</td><td>100 分の 484 以上 100 分の 524 未満</td></tr> <tr> <td>A</td><td>100 分の 444 以上 100 分の 484 未満</td></tr> <tr> <td>B</td><td>100 分の 404</td></tr> <tr> <td>C</td><td>100 分の 314 以上 100 分の 404 未満</td></tr> <tr> <td>D</td><td>100 分の 260 以上 100 分の 314 未満</td></tr> <tr> <td>E</td><td>100 分の 260 未満</td></tr> </tbody> </table>	成績区分	成績率	S++	100 分の 808	S+	100 分の 724 以上 100 分の 808 未満	S	100 分の 604 以上 100 分の 724 未満	A++	100 分の 524 以上 100 分の 604 未満	A+	100 分の 484 以上 100 分の 524 未満	A	100 分の 444 以上 100 分の 484 未満	B	100 分の 404	C	100 分の 314 以上 100 分の 404 未満	D	100 分の 260 以上 100 分の 314 未満	E	100 分の 260 未満
成績区分	成績率																																												
S++	100 分の 780																																												
S+	100 分の 710 以上 100 分の 780 未満																																												
S	100 分の 590 以上 100 分の 710 未満																																												
A++	100 分の 510 以上 100 分の 590 未満																																												
A+	100 分の 470 以上 100 分の 510 未満																																												
A	100 分の 430 以上 100 分の 470 未満																																												
B	100 分の 390																																												
C	100 分の 300 以上 100 分の 390 未満																																												
D	100 分の 260 以上 100 分の 300 未満																																												
E	100 分の 260 未満																																												
成績区分	成績率																																												
S++	100 分の 808																																												
S+	100 分の 724 以上 100 分の 808 未満																																												
S	100 分の 604 以上 100 分の 724 未満																																												
A++	100 分の 524 以上 100 分の 604 未満																																												
A+	100 分の 484 以上 100 分の 524 未満																																												
A	100 分の 444 以上 100 分の 484 未満																																												
B	100 分の 404																																												
C	100 分の 314 以上 100 分の 404 未満																																												
D	100 分の 260 以上 100 分の 314 未満																																												
E	100 分の 260 未満																																												

国立大学法人京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文				改 正 後			
第 1 条から第 8 条まで（略）				第 1 条から第 8 条まで（略）			
第 9 条 （略）				第 9 条 （略）			
2 基本給の月額、次の表に掲げるとおりとする。				2 基本給の月額、次の表に掲げるとおりとする。			
職種	級	基本給の月額		職種	級	基本給の月額	
		フルタイム型職員	パートタイム型職員			フルタイム型職員	パートタイム型職員
事務職員、 技術職員	1	円 213,400	円 170,700	事務職員、 技術職員	1	円 212,900	円 170,300
	2	257,600	206,000		2	252,900	202,300
	3	277,800	222,200		3	272,300	217,800
	4	293,200	234,500		4	287,400	229,900
	5	319,100	255,200		5	312,800	250,200
	6	361,600	289,200		6	354,500	283,600
看護師	1	257,800	206,200	看護師	1	253,100	202,400
	2	265,100	212,000		2	260,300	208,200
3 （略）				3 （略）			
（諸手当）				（諸手当）			
第 10 条 諸手当の額等は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「給与規則」という。）第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 に定めるところによる。ただし、期末手当及び勤勉手当の額は、次表に掲げるとおりとする。				第 10 条 諸手当の額等は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「給与規則」という。）第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 26 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 に定めるところによる。ただし、期末手当及び勤勉手当の額は、次表に掲げるとおりとする。			

7/5 フルの

期末手当		勤勉手当
6 月 期5	基本給の月額に、100 分の 6 を乗じて得た額	基本給の月額に、100 分の 32.5 を乗じて得た額
12 月 期2	基本給の月額に、100 分の 8 を乗じて得た額	

附 則（略）

期末手当		勤勉手当
6 月 期5	基本給の月額に、100 分の 6 を乗じて得た額	基本給の月額に、100 分の 35 を乗じて得た額
12 月 期2	基本給の月額に、100 分の 8 を乗じて得た額	

附 則（略）

附 則

- 1 この規則は、平成 年 月 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 10 条の規定の適用については、同条に定める表中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とする。
- 3 施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

職種	級	基本給の月額	
		フルタイム型職員	パートタイム型職員
事務職員、 技術職員	1	円 213,400	円 170,700
	2	257,600	206,000
	3	277,800	222,200
	4	293,200	234,500
	5	319,100	255,200
	6	361,600	289,200
看護師	1	257,800	206,200
	2	265,100	212,000

国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表

_____は改正箇所を示す。

現行条文	改正後
第1条から第32条まで（略）	第1条から第32条まで（略）
第33条（略）	第33条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 勤勉手当の額は、期末手当等基礎額に、次の表に掲げる基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額に、100分の <u>67.5</u> を乗じて得た額とする。	4 勤勉手当の額は、期末手当等基礎額に、次の表に掲げる基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額に、100分の <u>75</u> を乗じて得た額とする。
附 則（略）	附 則（略）
	附 則
	1 この規則は、平成____年____月____日から施行する。
	2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第4項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」とする。

国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則の一部改正について（案）

新 旧 対 照 表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文	改 正 後
第 1 条から第 13 条まで （略）	第 1 条から第 13 条まで （略）
（退職手当の調整額）	（退職手当の調整額）
第 14 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下この条及び附則第 4 項において同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第 12 条第 1 項各号及び第 2 項各号による休職（業務上の傷病による休職その他学長が別に定める休職を除く。）、就業規則第 55 条第 1 項第 3 号による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項の各号に定める月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。	第 14 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下この条及び附則第 4 項において同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第 12 条第 1 項各号及び第 2 項各号による休職（業務上の傷病による休職その他学長が別に定める休職を除く。）、就業規則第 55 条第 1 項第 3 号による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項の各号に定める月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。
(1) 第 1 号区分 <u>79,200</u> 円	(1) 第 1 号区分 <u>95,400</u> 円
(2) 第 2 号区分 <u>62,500</u> 円	(2) 第 2 号区分 <u>78,750</u> 円
(3) 第 3 号区分 <u>54,150</u> 円	(3) 第 3 号区分 <u>70,400</u> 円
(4) 第 4 号区分 <u>50,000</u> 円	(4) 第 4 号区分 <u>65,000</u> 円
(5) 第 5 号区分 <u>45,850</u> 円	(5) 第 5 号区分 <u>59,550</u> 円
(6) 第 6 号区分 <u>41,700</u> 円	(6) 第 6 号区分 <u>54,150</u> 円
(7) 第 7 号区分 <u>33,350</u> 円	(7) 第 7 号区分 <u>43,350</u> 円
(8) 第 8 号区分 <u>25,000</u> 円	(8) 第 8 号区分 <u>32,500</u> 円
(9) 第 9 号区分 <u>20,850</u> 円	(9) 第 9 号区分 <u>27,100</u> 円
(10) 第 10 号区分 <u>16,700</u> 円	(10) 第 10 号区分 <u>21,700</u> 円
(11) 第 11 号区分 0	(11) 第 11 号区分 0
2 から 4 まで （略）	2 から 4 まで （略）

5 次に掲げる者（職員の定年が満60歳でない者にあつては、満63歳に達した日以後における最初の3月31日までに退職した者に限る。）に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者（第6号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

(6) 退職日基本給月額が一般職給与法の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額

第15条から第29条まで （略）

附 則（略）

5 次に掲げる者（職員の定年が満60歳でない者にあつては、満63歳に達した日以後における最初の3月31日までに退職した者に限る。）に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

（削る）

(1) 退職した者（第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

(5) 退職日基本給月額が一般職給与法の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者 第6条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の8に相当する額

第15条から第29条まで （略）

附 則（略）

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。